

国立大学法人佐賀大学教育学部及び学校法人永原学園西九州大学子ども学部の特
別支援学校教育実習に関する覚書

国立大学法人佐賀大学教育学部（以下「甲」という。）及び学校法人永原学園西九州
大学子ども学部（以下「乙」という。）は、平成31年3月29日付けで締結した国立
大学法人佐賀大学と学校法人永原学園西九州大学との教員養成に関わる包括的な連携・
協力協定に基づき、甲及び乙が実施する特別支援学校教育実習等について、次のとおり
覚書を締結する。

（目的）

第1 この覚書は、甲及び乙が連携・協力し、特別支援学校教育実習を希望する学生の
受入れを行うことにより、佐賀地域における教員養成を主な目的とする教育の充実・
発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携・協力を行う。

- (1) 特別支援学校教育実習の実施に関すること。
- (2) 教育実習校としての教育の充実・発展に関すること。
- (3) その他甲及び乙が必要と認める事項

（受入れ）

第3 甲は、佐賀大学教育学部附属特別支援学校において、乙の特別支援学校教諭免許
状の取得を希望する学生の教育実習を受け入れるものとする。

（有効期間）

第4 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和3年3月31日までとする。ただ
し、甲又は乙のいずれかから覚書の終了に関する申入れがないときは、更に1年間更
新するものとし、その後もまた同様とする。

（雑則）

第5 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議して定め
るものとする。
2 この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議してその解決を図る
ものとする。

この覚書は、2通作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和2年10月14日

甲 佐賀市本庄町1番地
国立大学法人佐賀大学
教育学部長

乙 佐賀市神園3丁目18-15
学校法人永原学園西九州大学
子ども学部長

板橋 江利也

高尾 兼利